

# 三重県精神保健福祉士協会規約

## 第一章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本会は三重県精神保健福祉士協会とする。

2 本会の略称を「三重県P S W協会」とする。

(事務局)

第2条 本会は事務局長の所属する機関に事務局を置くものとする。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は精神医学ソーシャルワークの価値、知識及び技術を共有する職能団体として、会員相互の研鑽により精神医学ソーシャルワーク専門職として資質の向上を図るとともに、精神医療・保健・福祉の領域において医師その他の専門職、市民、当事者等と協力し、精神保健福祉の発展に努め、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的、社会的活動を進めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の研究の促進と資質の向上を目的とする会合の開催。
- (2) 内外の関連専門団体との連絡及び協力。
- (3) 会員が本会の組織運営に関して協議する総会の開催。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第三章 会員

(資格)

第5条 本会の会員資格は次の各号に該当する者とする。

(1) 会員

社団法人 日本精神保健福祉士協会三重県支部会員である者。

(2) 準会員

会員の資格はないが三重県内にて精神保健福祉士もしくはそれに準じる業務に従事する者、または、精神保健福祉関連業務に従事していないが精神保健福祉士資格を持つ三重県内に住所を有する者。

(入会)

第6条 入会は役員会の承認により決定する。入会を希望するものは所定の申込用紙に必要事項を記入し事務局に申込むものとする。

(会費)

第7条 年会費は会員 1,000 円、準会員 3,000 円とする。尚、会費の支払い時期について新規入会者は入会后速やかに、継続入会者は毎年度はじめに事務局へ納入することとする。尚、納入した会費は事由の如何を問わずこれを返還しない。

(退会)

第8条 2年以上会費を納入しない者及び会員として著しく不適確な行動の有ったものは役員会の議決により退会させることができる。

2 退会を希望する者は書面にて事務局経由で役員会へ届出なければならない。

## 第四章 役員、職務および任期

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長（支部長を兼ねるものとする） 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 事務局長 1名
- (4) 地区役員 若干名
- (5) 顧問 若干名
- (6) 特命役員 若干名

(役員の兼務の禁止)

第10条 会長および副会長ならびに事務局長の三役は、地区役員と兼務しないものとする。

(役員を選任)

第11条 前条で定める役員は次によって選任する。

- (1) 役員は役員会で推薦し、総会に出席した会員の過半数以上の承認により選出する。
- (2) 会計監事は地区役員の中から総会の協議を経て選出する。

(役員の任期)

第12条 役員の前任期は2年とし、事務局長を除き再任を妨げない。

- 2 補欠役員の前任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員の前任満了の場合においては後任者が就任するまでの間は前任者がその職務を行わなければならない。

(職務)

第13条 役員は本会の運営に関する重要な事項を審議する。各役員の前務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時または会長が欠けたときその職務を代行する。
- (3) 事務局長は会務を掌握し整理する。
- (4) 会計監事は会計の監査を行う。
- (5) 地区役員は担当地区独自で会員の研修および交流その他会員の資質向上の向けた取り組みを行うとともに、役員会の前情報を地区会員へ伝達する。
- (6) 顧問は役員の前相談役を担う。
- (7) 特命役員は、特命の前役割を担う。

## 第五章 会議

(総会)

第14条 会長は毎年一回通常総会を召集しなければならない。

- 2 会長が必要と認めるとき、または会員の三分の一以上の請求が有るときは、総会を開くことができる。
- 3 総会は会員をもって構成する。
- 4 総会の前議事は会員の過半数の前承認によって議決する。

(議題の前提案)

第15条 総会に議題を提案しようとする者は、原則として責任者の氏名、議題提案理由、要旨を総会開催の前役員会開催時までには役員会へ提出するものとする。

(総会議事)

第16条 総会は次に定める事項を含むこととする。

- (1) 事業の年次報告並びに事業計画。
- (2) 決算の承認と予算の審議。
- (3) 役員を選出に関する事項。
- (4) その他会の運営に関する重要な事項。

(役員会)

第17条 役員会は会長が招集し次に定める事項について議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) 本会へ入会を希望する者の審査および承認。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(三役会)

第18条 三役会は会長、副会長、事務局長で構成し、役員会の前月に実施する。

2 三役会は次の事項を行う。

- (1) 役員会の議案の検討
- (2) その他必要と認めた事項の審議

## 第六章 会計

(会計)

第19条 本会の会計は、原則、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会員会費
- (2) 寄付金
- (3) その他収入

(解散時の残余金について)

第20条 本会の解散時の残余金について、公益社団法人日本精神保健福祉士協会三重県支部へ譲渡する。

附則

1. この規約は平成 8年 4月 1日から施行する。

附則

1. この規約は平成11年 3月27日に改正する。

附則

1. この規約は平成12年 4月 9日に改正する。

附則

1. この規約は平成17年 4月10日に改正する。

附則

1. この規約は平成21年 4月12日に改正する。

附則

1. この規約は平成22年 4月11日に改正する。

附則

1. この規約は平成23年 6月26日に改正する。

附則

1. この規約は平成24年 6月10日に改正する。

附則

1. この規約は平成26年 6月16日に改正する。

附則

1. この規約は令和元年 6月 2日に改正する。